

◎災害対策基本法等の一部を改正する

法律

(平成二五年六月二一日法律第五四号)

一、提案理由(平成二五年五月九日・衆議院災害対策特別委員会)

○古屋国務大臣 ただいま議題となりました災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び大規模災害からの復興に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、災害対策基本法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、東日本大震災から得られた教訓を生かし、今後の災害対策を充実強化するための災害対策法制の見直しの一環として、昨年六月に公布、施行された災害対策基本法の改正に引き続き、同法の附則及び附帯決議等も踏まえ、さらなる法制化を図ることを目的とするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

災害対策基本法等の一部を改正する法律

第一に、災害に対する即応力の強化等についてであります。

災害緊急事態の布告があったときにおいて、災害応急対策のみならず、被災地外も含めた国民生活、国民経済等の重要課題について、政府が対処基本方針を定め、内閣総理大臣の指揮監督のもと、政府が一体となって対処する仕組みを創設するとともに、内閣総理大臣は、物資の買い占めの自粛等についての協力を国民に要請できることとし、要請を受けた国民は必要な協力をするよう努めることとしております。

また、災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が地方公共団体の災害応急対策を応援し、または応急措置や広域一時滞在に係る協議を代行できるようにすることとしております。

さらに、被災者の救助、救援等のため特別の必要がある場合は、平常時における各種の規制の適用除外措置を講ずることとしてしております。

第二に、住民等の円滑かつ安全な避難の確保についてであります。

市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を勘案して、安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないこととしております。

また、市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿を作成するとともに、本人の同意を得て、消防機関、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとしております。

さらに、市町村長は、迅速かつ的確な住民の避難を図るため、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示できるものとするほか、避難指示等を行うに際し、市町村長が国または都道府県に助言を求められることとし、この場合において国または都道府県は、必要な助言を行わなければならないこととしております。

このほか、市町村長は、指定緊急避難場所、避難路その他の事項を住民に周知させるための印刷物の作成、配布その他必要な措置を講ずるよう努めるものとするほか、非常災害のおそれがある場合において、内閣総理大臣が、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対して周知させる措置をとらなければならないこととしています。

第三に、被災者保護対策の改善であります。

市町村長は、災害の発生時における被災者の滞在先となるべき適切な施設の円滑な確保を図るため、生活環境等の確保に関する一定の基準を満たす施設を指定避難所としてあらかじめ指

定しなければならぬこととしております。

また、被災者支援のための情報基盤の整備として、都道府県知事または市町村長は、照会に応じて被災者の安否情報を回答できることとするほか、個々の被災者がその被害の程度等に応じた適切な支援を受けられるよう、罹災証明書の交付及び被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳の作成を市町村長の事務として制度化することとし、安否情報の回答及び被災者台帳の作成に際しては、必要な個人情報を利用できることとしています。

さらに、被災者の広域避難のための運送の支援に関する仕組みを創設することとしております。

このほか、災害救助法について、都道府県間の救助の応援に要した費用を国が立てかえる仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管することとしております。

第四に、平素からの防災への取り組みの強化です。

災害対策に関する基本理念として減災の考え方を明確化するとともに、災害応急対策等に関する事業者の責務を定めるほか、国及び地方公共団体とこれらの民間事業者との協定の締結を促進することとしております。

また、地域の防災力向上を図るため、住民の責務として生活

必需物資の備蓄を明記するほか、市町村地域防災計画において、一定の地区内の居住者等が共同して行う防災活動に関する地区防災計画を定めることができるものとし、居住者等は、市町村防災会議に対し、地区防災計画を定めるよう提案できるところとしております。

さらに、国及び地方公共団体の努力義務として、ボランティアとの連携を規定することとしております。

このほか、異常な現象の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することに伴い、災害の定義の例示として、崖崩れ、土石流及び地すべりを追加することとしております。

また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律において、相続の承認または放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けることとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

.....(略).....

以上が、二法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院災害対策特別委員長報告

(平成二五年五月二八日)

○坂本剛二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、災害対策基本法等の一部を改正する法律案は、東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の充実強化を図ろうとするもので、その主な内容は、

災害緊急事態における対処基本方針の作成など、大規模広域な災害に対する即応力を強化すること、

避難行動要支援者名簿の作成など、住民等の円滑かつ安全な避難を確保すること、

避難所の安全性、居住性の確保など、被災者保護対策を改善すること

等であります。

.....(略).....

災害対策基本法等改正案につきましては、去る五月九日本会議で趣旨説明及び質疑が行われました。

同日、両案は本委員会に付託され、古屋防災担当大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十日に質疑に入り、二十一日には参

考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十三日に質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対して附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月二三日)

政府は、東日本大震災の教訓を生かし、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 今回新設された減災等の基本理念については、国民に広くその意味を周知するとともに、共有化を図ること。
- 一 災害発生時の初動対応においては、人の生命及び身体の保護を最優先として、人的資源及び資機材を集中的に投入すること。
- 一 大規模災害発生時の政府の対応については、必要な対応が漏れなく、かつ、効率的に行われるよう、平素より、関係府省・部局の適切な業務分担及び密接な連携の確保に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の既存の組織の法制化、更には救難・救援その他災害対応に係る活動を一元的に指揮及び

調整する権限を持つ組織について、検討を進めること。

- 一 災害発生時においては、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)等により住民等から寄せられた情報を関係する組織で広く共有するとともに、これらの情報を救難・救援活動に活用することも検討すること。
- 一 地域コミュニティが提案できるとされる「地区防災計画」については、地域の災害危険を自治体と共通認識とし、現実的な防災対策を共同して進めることができるようにすること。
- 一 災害緊急事態において、生活物資をみだりに購入しないよう国民へ協力を求めることについては、平素より、その目的及び趣旨を国民に周知するなど、国民が理解に基づき、冷静に対処できる環境を整備しておくこと。
- 一 避難所の設置及び運営については、自治体が、子ども、女性、難病・障がい者及び高齢者等に必要な生活環境を整備できるよう、国として適切な支援を行うこと。
- 一 市町村長が避難行動要支援者名簿の情報を消防機関等の関係者に提供する際に、遺漏や個人情報取扱いの問題が生じることのないよう、国としてもガイドラインの見直し等の支援を行うこと。また、避難支援等関係者の確保についても、必要な支援を行うこと。

一 市民のボランティア参加やNPOによる活動の更なる促進に努めるとともに、災害発生時にこれらの活動の受入れ・調整等を円滑に行うための体制を自治体が整備できるように、国として支援をすること。

一 今後の大規模かつ広域な災害に的確に対応するため、専門課程を含めた大学等における防災教育の充実、防災に関する専門知識を有する人材の長期的な育成の促進、国及び自治体における防災の専門家の適切な配置等により、防災体制の強化を図ること。

一 災害多発時代に備え、地域防災を担っている自治体職員や市町村消防の体制の強化を図ること。

一 国による復興基本方針の策定及び被災都道府県による復興方針の作成並びに被災市町村等による復興計画の作成においては、被災住民の意見が十分に反映される仕組みを整えておくこと。

一 復興対策本部については、同本部が司令塔機能を十分に發揮するとともに、省庁の縦割りを排した一元的な復興施策を効率的に実施できるよう、東日本大震災での取組を検証し、その在り方について検討すること。

一 大規模災害からの復興に係る経費については、被害の状況及び被災自治体の財政等に留意し、迅速な復旧及び復興を推

災害対策基本法等の一部を改正する法律

進する観点から、自治体の負担を可能な限り軽減する財政措置を講じるとともに、速やかに必要な予算編成を行うこと。
一 今回積み残された課題については更に検討を重ね、必要なものについては法改正を図ること。

三、参議院災害対策特別委員長報告

(平成二十五年六月一七日)

○牧野たかお君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、災害対策基本法等の一部を改正する法律案は、災害対策の強化を図るため、災害発生時に避難の支援が特に必要となる者についての名簿の作成その他の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充するとともに、あわせて国による応急措置の代行等について定めようとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、災害対策基本法改正案及び大規模災害復興法案の提出の意義、災害応急対応における地方公共団体の連携の在り方、また、大規模災害時における個人情報保護の活用及びその保護の在り方、さらには、地域の自主性を尊重

した復興計画の作成の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月二二日)

政府は、両法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 今回新設された減災等の基本理念については、国民に広くその意味を周知するとともに、共有化を図ること。
- 二 災害発生時の初動対応においては、人の生命及び身体の保護を最優先として、人的資源及び資機材を集中的に投入すること。
- 三 大規模災害発生時の政府の対応については、必要な対応が漏れなく、かつ、効率的に行われるよう、平素より、関係府省・部局の適切な業務分担及び密接な連携の確保に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の既存の組織の法的位置付けの明確化、更には救難・救援その他災害対応に係る活動を一体的に指揮及び調整する権限を持つ組織について、検討を進めること。
- 四 災害発生時においては、ソーシャル・ネットワークング・サービス(SNS)等により住民等から寄せられた情報を関係する組織で広く共有するとともに、これらの情報を救難・救援活動に活用することも検討すること。
- 五 地域住民の被災状況の把握・管理、配慮事項等の情報の共有化など、きめ細かな被災者支援のためには、情報通信技術の活用が有効であることを踏まえ、市町村に対し必要な支援を行うこと。
- 六 地域コミュニティが提案できるとされる「地区防災計画」については、地域の災害のリスクを自治体と共通認識とし、現実的な防災対策を共同して進めることができるようにすること。
- 七 災害緊急事態において、生活物資をみだりに購入しないよう国民へ協力を求めることについては、平素より、その目的及び趣旨を国民に周知するなど、国民が理解に基づき、冷静に対処できる環境を整備しておくこと。
- 八 避難所の設置及び運営については、自治体が、高齢者、難病・障がい者、子ども、女性等に必要な生活環境を確保するため、要配慮者等の意見を踏まえて避難所の基準を設けるな

ど、国として適切な支援を行うこと。

九 市町村長が避難行動要支援者名簿の情報を消防機関等の関係者に提供する際に、遺漏や個人情報取扱いの問題が生じることのないよう、国としてもガイドラインの見直し等の支援を行うこと。また、避難支援等関係者の確保についても、必要な支援を行うこと。

十 市民のボランティア参加やNPOによる活動の更なる促進に努めるとともに、災害発生時にこれらの活動の受入れ・調整等を円滑に行うための体制を自治体が整備できるよう、国として支援を行うこと。

十一 今後の大規模かつ広域な災害に的確に対応するため、専門課程を含めた大学等における防災教育の充実、防災に関する専門知識を有する人材の長期的な育成の促進、国及び自治体における防災の専門家の適切な配置等により、防災体制の強化を図ること。

十二 罹災証明書については、被災者支援にまず必要となることを踏まえ、その発行の迅速化と証明内容の信頼性の確保を図るため、市町村に対し被害調査体制の強化に向けた支援を行うこと。加えて、関係行政機関の間で罹災証明の取扱い等に関する広域間調整を行うなど、地域間格差が生じないように配慮すること。

災害対策基本法等の一部を改正する法律

十三 災害多発時代に備え、地域防災を担っている自治体職員や市町村消防の体制の強化を図ること。

十四 国による復興基本方針の策定及び被災都道府県による復興方針の作成並びに被災市町村等による復興計画の作成においては、被災住民の意見が十分に反映される仕組みを整えておくこと。

十五 復興対策本部については、同本部が司令塔機能を十分に発揮するとともに、省庁の縦割りを排した一元的な復興施策を効率的に実施できるよう、東日本大震災での取組を検証し、その在り方について検討すること。

十六 大規模災害からの復興に当たっては、大規模災害からの復興に関する法律における一般的な枠組みに加え、災害の規模、被害状況、地域の特性等に応じ、かつ、被災地の要望を踏まえ、柔軟な制度の運用に努めるとともに、法制上の措置を含めた所要の措置を講ずること。

十七 大規模災害からの復興に係る経費については、被害の状況及び被災自治体の財政等に留意し、迅速な復旧及び復興を推進する観点から、自治体の負担を可能な限り軽減する財政措置を講ずるとともに、速やかに必要な予算編成を行うこと。

十八 近年の公共事業の削減等により自治体の土木系職員や専

災害対策基本法等の一部を改正する法律

門的知識を有する職員が減少傾向にある状況に鑑み、災害復旧・復興に資するノウハウの蓄積や人材の育成等マンパワーの強化に向けた取組に適切な支援策を講ずること。

十九 残された課題については更に検討を重ね、必要に応じて法制上の措置を講ずること。
右決議する。